

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	①提案 の公表 の可否 (必須)	②添付 ファイル がある場 合は、そ	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
29集中 -0807	(一社) 新経済連盟	保育所等の充実	・事業者がニーズに合わせて機動的に保育所を設置できるようにする。	・既存の建物を改修して床面積が100㎡以上の保育所等を設けようとする場合は、用途変更の届出が必要。	建築基準法第87条	・建築基準法(第87条)に定められた用途変更の届け出が必要な床面積の基準(100㎡)を引き上げる。	a 全て 公表可	無	国土交通省	平成30年6月27日に公布された「建築基準法の一部を改正する法律」に基づき、用途変更の際に確認申請が必要な床面積の基準を、従来の100㎡から200㎡に引き上げる措置を講じることとしている。これにより、ご提案の通り、既存の戸建住宅の保育所等への転用が促進されるものと考えている。
29集中 -0601	草加市	幼保連携型認定 こども園の準耐火 建築物特区	保育部分と幼稚園部分を併せ持つ幼保連携型認定こども園における建物の基準について、2階以上の階に保育室を設置する場合は耐火建築物であることが必須ですが、保育園の場合は準耐火建築物でも可能です。このことから、既存幼稚園が当該認定こども園へ移行するために、保育部分の児童を預かる施設を既存幼稚園と別棟に新築する場合、その建物は準耐火建築物でも可能として事業者の施設整備費用の負担軽減や施設の有効活用を図るものです。	幼保連携認定こども園の保育室等を2階に設ける建物は耐火建築物であること。	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 第13条(児童福祉法の設備及び運営に関する基準の準用 第32条第8号イ)	保育所の設備の基準と同じように、「幼保連携認定こども園の保育室等を2階に設ける建物は耐火建築物又は準耐火建築物であること。」とする。	a 全て 公表可	有	内閣府 文部科学省 厚生労働省	幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設としての性格を有し、幼稚園部分と保育所部分とを分離した施設ではなく教育及び保育を一体的に提供する施設である。このため、施設の設備及び運営について、その質を確保し向上させることが求められ、幼稚園と保育所の基準の内容が異なる事項については、高い水準を引き継いでいる。 特に、設備の安全性については、子どもの健全な発達に密接に関連する事項の一つであり、とりわけ、大雨・台風などの気象災害、地震が多発している状況の中、子どもの安全を確保することは、何よりも優先すべきことと考えている。 以上のことから、2階に保育室等を設ける幼保連携型認定こども園の施設について、耐火建築物ではないことを許容する提案を受け入れることは困難である。